

臨床実習の在り方等に関する論点と 事務局提案について

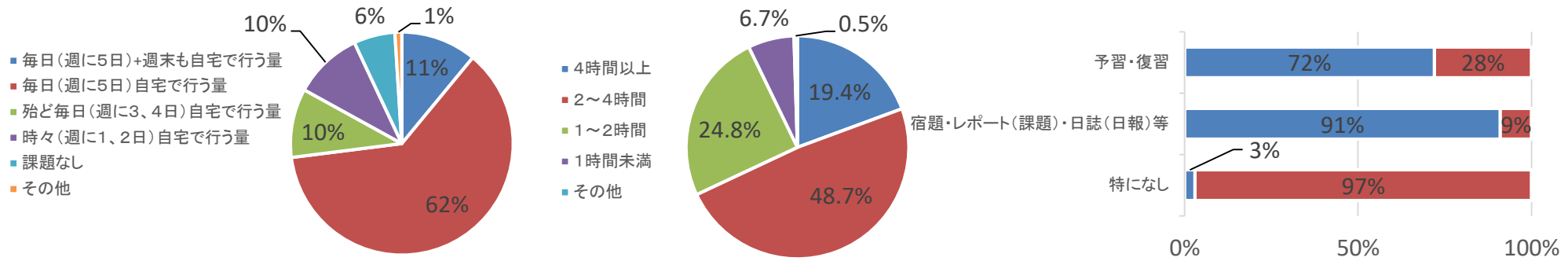
臨床実習の指導者負担に関する事項

構成員よりいただいたご意見

- 臨床実習を増やす場合、指導側の負担が増大することから、指導者数等を確保するための対策も併せて検討すべき。
- 医療施設の臨床工学技士は日常業務で多忙となり、指導は新人教育で手一杯となっている。臨床実習における教育に時間を割く余力がなく大きな問題となっており、指導者の確保は大変重要な課題であり検討すべき。

調査結果（要望書一部抜粋）

- 臨床実習期間中の時間外学修（自学）時間は、7割以上が毎日行い、かつ7割程度が2時間以上を費やしている。なお、この自学時間へは、宿題・課題・日報などの他、7割が予習・復習へ費やしている。



事務局提案

指導体制を改善するため、臨床実習指導の効率化と臨床実習の対象施設を拡大するとともに、学生及び実習指導者の質を高めつつ、実習の学修効果としての質を担保する以下による対策を組み立ててはどうか。

1) 実習に臨む学生の習熟度の担保と臨床実習指導の効率化

臨床実習前後の技術・知識の到達度評価や実習中後の振り返り等の実施を各養成施設で必須で行うことで、臨床実習前の学生の習熟度を担保するとともに、臨床実習中後に行う実習先での宿題や課題の確認、並びに予習・復習のための指導を養成施設が担うことにより、実習指導者に掛かる負担を軽減する。

2) 臨床実習の対象施設を拡大する

現行の指定規則で定める臨床実習施設の設備基準は、現在では臨床実習の必須な教育内容において、必ず用いられている設備であることから、臨床実習施設の設備基準を取り外し、一部の実習分野（透析など）であれば実習の実施が可能な施設においても、その分野の実習を行う臨床実習の対象施設とできるようにする。

3) 実習指導者の質の向上

臨床実習指導者講習会を指針に基づく内容で実施することで、臨床実習における教育の質を高めてかつ効率的な指導とする。

4) 実習の学修効果としての質を担保する

臨床実習指導の効率化を図ることによる質の低下を防ぐため、臨床実習時に学生が最低限経験することが望ましい項目を定める。

論 点

臨床実習において必ず実施すべき教育分野として、関係団体から提示された見直し案について、どう考えるか。

(再掲) 臨床実習の指導者負担への事務局提案

1) 実習に臨む学生の習熟度の担保と臨床実習指導の効率化

臨床実習前後の技術・知識の到達度評価や実習中後の振り返り等の実施を各養成施設で必須で行うことで、臨床実習前の学生の習熟度を担保するとともに、臨床実習中後に行う実習先での宿題や課題の確認、並びに予習・復習のための指導を養成施設が担うことにより、実習指導者に掛かる負担を軽減する。

< 現行の指定規則 >

臨床工学技士学校養成所指定規則 別表第1 備考

- 1) 臨床実習 4単位
- 2) 臨床実習の単位数は、以下を含むものとする。

血液浄化装置実習	1単位
集中治療室実習及び手術室実習	1単位
医療機器管理業務実習	1単位
- 3) 集中治療室での実習
必ず人工呼吸器の実習を含むこと。
- 4) 手術室実習
必ず人工心肺装置の実習を含むこと。



< 関係団体の見直し提案 >

臨床工学技士学校養成所指定規則 別表第1 備考

- 1) 臨床実習 5単位
- 2) 臨床実習の単位数は、以下を含むものとする。

血液浄化療法関連実習	1単位
呼吸療法関連実習及び循環器関連実習	2単位
医療機器管理業務実習	1単位

[臨床実習前後の技術・知識の到達度確認
実習中後の振り返り等の実施 1単位程度]
- 3) 呼吸療法関連実習及び循環器関連実習では、
集中治療室と手術室での実習を含むこと。
- 4) 循環器関連実習
人工心肺装置または補助循環装置の実習を含むこと。

臨床実習施設において有することが求められる実習用設備に関する事項

論 点

臨床実習用に有することが求められる設備として、関係団体からの見直し案について、どう考えるか。

(再掲) 臨床実習の指導者負担への事務局提案

2) 臨床実習の対象施設を拡大する

現行の指定規則で定める臨床実習施設の設備基準は、現在では臨床実習の必須な教育内容において、必ず用いられている設備であることから、**臨床実習施設の設備基準を取り外し**、一部の実習分野（透析など）であれば実習の実施が可能な施設においても、その分野の実習を行う臨床実習の対象施設とできるようにする。

< 現行の指定規則（別表第2） >

臨床実習用に有することが求められる設備	※該当する現行の臨床実習の必須教育分野
人工呼吸器	手術室実習
高気圧治療装置	該当なし
人工心肺装置	手術室実習
補助循環装置	手術室実習
ペースメーカー	手術室実習
除細動器	手術室実習
血液透析装置	血液浄化装置実習
集中治療室	集中治療室実習

※すべての設備が、医療機器管理業務実習に必須該当

< 関係団体の見直し提案 >

臨床実習用に有することが求められる設備	※該当する現行の臨床実習の必須教育分野	※関係団体見直し案による必須教育分野
人工呼吸器	手術室実習	呼吸療法関連実習
削除		
人工心肺装置	手術室実習	循環器関連実習
補助循環装置	手術室実習	循環器関連実習
ペースメーカー	手術室実習	循環器関連実習
除細動器	手術室実習	循環器関連実習
血液 浄化 装置	血液浄化装置実習	血液浄化療法関連実習
輸液ポンプ	集中治療室実習	該当なし (集中治療室での実習)
手術用 エネルギーデバイス	手術室実習	該当なし (手術室での実習)

※すべての設備が、医療機器管理業務実習に必須該当

臨床実習指導者の要件に関する事項について(1)

論 点

臨床実習指導者は新たに、関係団体から提出された指針案の基準で定める講習を修了したものであることを各臨床実習施設での努力目標としたいとの要望意見について、どう考えるか。

(再掲) 臨床実習の指導者負担への事務局提案

3) 実習指導者の質の向上

臨床実習指導者講習会を指針に基づく内容で実施することで、臨床実習における教育の質を高めてかつ効率的な指導とする。

(参考) 他職種の臨床実習指導者に完成する部分の記載内容

職種	記載内容 ※指導者講習の修了が要件となっていない場合には記載はない。	備考
(現行) 臨床工学技士	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。	指導ガイドライン
保健師 ・助産師 ・看護師	実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。	指導ガイドライン
理学療法士 ・作業療法士	理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。 ・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会 ・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修	指導ガイドライン
診療放射線技師	○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。 ○臨床実習施設を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましい。	指導ガイドライン 2022年4月1日より適用となるよう調整中。
臨床検査技師	○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であること。ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこと。 ○養成施設は、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した臨床実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨床実習施設とする。	指導ガイドライン 2022年4月1日より適用となるよう調整中。

(通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋)

第1 趣旨

本指針は、臨床工学技士の臨床実習に係る指導者講習会(以下「指導者講習会」という。)を開催する者が参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨床工学技士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 指導者講習会主催責任者 1名以上

※ 指導者講習会を主催する責任者

※ (2)との兼務も可

(2) 指導者講習会企画責任者 1名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 指導者講習会世話人

グループ討議の1グループ当たり1名以上

※ 企画、運営、進行等に協力する者

※ 指導講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の臨床工学技士

4. 指導者講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。

② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。

③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。

④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。

⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。

⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

(通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋) (つづき)

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 臨床工学技士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
(ハラスメント防止を含む)
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 指導者講習会の開催手続き

(1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2 カ月前までに、様式2の確認依頼書に係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。

(2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1 週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。尚、修了証書は参加者の氏名、指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。

(3) 提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却すること。指導者講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。

(4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。また、指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。

- ① 指導者講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 指導者講習会の目標
- ⑦ 指導者講習会の進行表
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割)
- ⑧ 指導者講習会の概要
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

臨床実習指導者の要件に関する事項について(参考)

(現行の講習会) 日本臨床工学技士会主催 臨床実習指導者研修会 (要望書一部抜粋)

1. 指導者講習会の開催期間

講義時間：10.5時間（過去直近4年間）

2. 受講対象者

(1) 医療機関に勤務する臨床工学技士 ※次の条件を全て満たしていること。

① 実習施設において実習指導を担当、または担当予定の者（原則5年以上の臨床経験を有する者）

② 専門分野の学会等の認定を取得していることが望ましい

(2) 臨床工学技士を養成する大学・専門学校の教員

3. 指導者講習会の形式

・形式：対面による集合の講義

・受講定員：100名程度

・更新制度等：なし

4. 直近のプログラム内容（令和元年内内容）※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせにて提示

直近のプログラム内容（令和元年内内容）	講義時間 (分)	(区分) 指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目
(1) 臨床実習指導ガイドラインの説明	30	① 臨床工学技士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
(2) コーチング	90	② 臨床実習の到達目標と修了基準
(3) 臨床実習の進め方・具体的な流れ・実習計画	60	③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
(4) 実習評価	60	⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
(5) 心得ておくべき倫理の問題	30	④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）
(6) 心臓ペースティング・心臓カテーテル領域における臨床実習の現状	30	⑥ その他臨床実習に必要な事項
(7) 血液浄化領域における臨床実習の現状	30	
(8) 呼吸療法領域における臨床実習の現状	30	
(9) 総合討論	30	
(10) コミュニケーションの取りかた	90	
(11) 情意領域の教育	60	
(12) 手術室領域における臨床実習の現状	30	
(13) 医療機器管理領域・高気圧酸素療法における臨床実習の現状	30	
(14) 総合討論	30	